第4号の⑤の次に次のように加える。

⑹　東日本大震災の教訓を踏まえた地域が一体となった継続計画の策定

平成23年3月に発生した東日本大震災による被害は、施設設備等に対する直接被害のみならず、地域における企業間取引の断絶等、企業の事業継続性にも大きな影響を与えるものであった。企業によっては、様々な災害リスクに対応するため、これまでにも、事業継続計画を策定し、災害が発生した場合でも、事業リスクをなるべく小さくするとともに、できる限り早急に事業を復旧するための備えを行ってきたところもある。しかしながら、今般の東日本大震災においては、供給網（サプライチェーン）全体の可視化や物流ルートの多重化等が不十分であったこと、さらには、現行の事業継続計画では、地域における企業間取引の断絶等に対する対応が難しく、地域産業集積基盤の維持や地域雇用に対しては効果的ではなかったことが指摘された。こうした教訓を踏まえると、今後は、企業ごとで定める事業継続計画の見直しに加え、企業や行政等も含めた地域が一体となった継続計画の策定を検討していくことが重要である。

第5号中「連携して取り組むことが重要である」の次に「。加えて、地域が一体となった継続計画を策定する際にも、企業や行政等を含め、地域が連携して、産業インフラに係る防災・減災情報の共有、供給網（サプライチェーン）の可視化、物流ルートの多重化等に取り組むことが実効性のある計画とする上で重要となる」を加える。

第7号中「整備など」を「整備、災害発生時を想定した地域が一体となった継続計画の策定等」に改め、⑥を削る。

○法務省告示第五百二十二号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年十一月二十四日

法務大臣　平岡　秀夫

登記所	指定の効力が生ずる日
一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三十四号）の規定によりその商業登記の事務がさいたま地方法務局においてとり扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合のさいたま地方法務局東松山支局、越谷支局及び坂戸出張所	平成二十三年十二月五日

附　則

この告示は、平成二十三年十一月二十四日から施行する。

○財務省　農林水産省告示第二十三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号の下欄のタの規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省　農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月二十四日から施行する。

平成二十三年十一月二十四日

財務大臣　安住　淳

農林水産大臣　鹿野　道彦

第七号の4の⑴中「をいう」の下に「。5の⑴において同じ」を加え、同号の4の⑶中「同表同号」を「同号」に、「この号」を「5の⑵」に改め、同号の5中「法第十一条第一項第一号の規定に基づき株式会社日本政策金融公庫が法別表第一第八号の中欄に掲げる者に対して融通する同表同号の下欄に」を「、次に」に改め、同号の5に次のように加える。

⑴　漁業近代化資金のうち株式会社日本政策金融公庫が別に定めるもの

⑵　法第十一条第一項第一号の規定に基づき株式会社日本政策金融公庫が法別表第一第八号の中欄に掲げる者に対して融通する同表同号の下欄に掲げる資金

第十八号の5の⑵のハ中「同表同号」を「同号」に改める。

○農林水産省告示第二千二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県相馬郡飯舘村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び飯舘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十三年十一月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　釜山事務所コジェ出張所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	c／o Daewoo Heavy Industries Ltd., Okpo 1, Ajoo-Dong, Koje-shi, Kyungnam 656—714, REPUBLIC OF KOREA
変更後	c／o Samsung Heavy Industries Co.,Ltd. Geoje Shipyard 530, Jangpyeong-Dong, Geoje-Si, Gyeongsangnam-Do, 656—710, REPUBLIC OF KOREA

㈡　変更年月日　平成二十三年九月十五日

○国土交通省告示第千二百十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十三年十一月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　釜山事務所コジェ出張所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	c／o Daewoo Heavy Industries Ltd., Okpo 1, Ajoo-Dong, Koje-shi, Kyungnam 656—714, REPUBLIC OF KOREA
変更後	c／o Samsung Heavy Industries Co.,Ltd. Geoje Shipyard 530, Jangpyeong-Dong, Geoje-Si, Gyeongsangnam-Do, 656—710, REPUBLIC OF KOREA

㈡　変更年月日　平成二十三年九月十五日

○農林水産省告示第二千二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）